

浜田市公共施設等総合管理計画改訂等業務委託仕様書

1 業務名称

浜田市公共施設等総合管理計画改訂業務

浜田市主要施設再編計画(案)策定業務

2 業務の目的

当市では、公共施設等の現状と課題を把握し、様々な課題に適正に対応するため、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針として、平成 27 年 3 月に「公共施設等総合管理計画」(令和 4 年 2 月改訂)を、平成 28 年 3 月に「公共施設再配置実施計画」(令和 4 年 3 月改訂)を策定し、長期的な視点に立った公共施設マネジメントに取り組んでいるところである。

しかしながら、厳しい財政状況、人口減少の進行、建築単価の高騰に加え、令和 8 年度以降、市内小中学校などの更新需要がピークを迎えるなど公共施設の将来更新に対する課題が山積している状況にある。

このため、本業務では、市の現状、公共施設の現状と課題の整理を行い、「公共施設等総合管理計画」の改訂、公共施設再配置実施計画の参考とするための「主要施設再編計画(案)」の策定を目的とする。

3 計画期間

浜田市公共施設等総合管理計画(改訂版) 令和 8 年度～令和 37 年度(30 年間)

浜田市主要施設再編計画(案) 令和 8 年度～令和 37 年度(30 年間)

【参考】

浜田市公共施設等総合管理計画 平成 26 年度～令和 35 年度(40 年間)

浜田市公共施設再配置実施計画 第 1 期計画期間

平成 28 年度～令和 3 年度(5 年間)

第 2 期計画期間

令和 4 年度～令和 7 年度(4 年間)

4 委託期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで(契約日から 14 か月間)

5 業務内容

この業務内容について、必要と思われる概ねの事項を次のとおり示すので、公募型プロポーザルの実施において決定した受注者の企画提案により調整することとする。

(1) 浜田市公共施設等総合管理計画の改訂

公共施設等総合管理計画の改訂に当たっては、国の「インフラ長寿命化計画」を

参考とするとともに、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」（令和 5 年 10 月 10 日付け総財務第 152 号総務省自治財政局財務調査課長通知。以下「指針」という。）を理解し、この指針及び次のアからクまでに対応した計画を策定すること。

ア 市の現状、公共施設の現状と課題の整理

人口の将来推計や、投資的経費をはじめとした財政状況の整理のほか、市が保有する公共施設データ等を活用し、各種施設等の保有状況、老朽化の状況等を整理すること。

イ 将来更新投資額の試算及び将来目標の再設定

公共施設データを活用し、最新の建築単価を反映した上で、保有している施設を同規模で更新した場合における、目標年度（令和 37 年度）までの更新及び修繕等に必要な費用（以下、「将来更新投資額」という。）について試算を行うこと。

なお、各施設群における個別施設計画において、同様の試算を実施している場合は、個別施設計画での試算結果を反映することとする。

この将来更新投資額の推計及び当市における投資的経費との比較を踏まえ、数値目標を検証、見直しを行うこと。

ウ 公共施設等の適正化、数値目標設定に向けた検証

公共施設等の総量適正化や効率的・効果的な管理等の推進に向けて、公共施設等の適正化のあり方について参考とするため、人口及び面積に基づく同規模団体等との比較や市民アンケートなど客観的な検証を行うこと。

エ 公共施設等総合管理計画の基本方針の見直し

上記ア～ウを踏まえ、公共施設等の管理に必要な基本的な方針や具体的な取組等について必要な見直しを行うこと。なお、基本方針の見直しにおいては、「浜田市公共施設再配置方針」の内容も踏まえて整理すること。

オ 基本方針等に基づく各施設の方向性の整理

基本方針や「浜田市公共施設再配置方針」に基づき、統廃合や移管、譲渡等、各個別施設の方向性について整理すること。なお、各施設の方向性については、各施設所管課の意向も踏まえ、整理するとともに、個別施設計画において施設の方向性が整理されている場合は個別施設計画と整合をとること。

カ 各施設の方向性を踏まえた将来更新投資額の試算

エで整理した各施設の方向性の実現した場合の将来更新投資額を試算すること。

また、イで実施した将来更新投資額と比較した上で、経費及び施設保有量の

削減見込みを分析するほか、設定した将来目標に到達しない場合は、更なる削減方策等について整理すること。

キ 推進体制の整理

本計画に関する課題等を踏まえ、着実に実施していくための実施体制と進捗管理（PDCAサイクル）の方法について方針等を示すこと。

(2) 浜田市主要施設再編計画(案)の策定

主要施設再編計画(案)の策定に当たっては、人口減少や施設の老朽化等が進行する中で、EBPM等の視点から将来における公共施設のあるべき姿を示し、施設再編を進める上での基礎資料とするため、次のアからウまでに対応した計画を策定すること。

ア 主要施設をとりまく状況及び市の方針等の整理

利用者の推移や施設の配置状況・規模、施設の整備状況等、施設の適正規模・配置検討に必要となる施設をとりまく状況について整理すること。

また、このたび改訂する「浜田市公共施設等総合管理計画」をはじめ、施設の再編に関連する計画から、本計画策定において踏まえるべき方針等について整理すること。

イ 適正規模・配置に向けた方針・方策等の検討

主要施設の適正規模・配置に向けた基本的な考え方・方針のほか、実現に向けた方策・手法、留意点等について、検討・整理すること。

また、利用者ニーズの変化に対応するため、同規模団体等との比較やアンケート調査等の手法も提案すること。

ウ 主要施設再編案及びロードマップの構築

(1)のア及びイを踏まえ、主要施設の目指すべき姿を主要施設再編案として整理し、統廃合や再配置、規模の適正化等を実施した場合の主要施設再編案について作成するとともに、本再編案の実現に至るまでのロードマップを作成すること。

また、この再編案に伴う費用シミュレーションを行うこと。

6 対象施設

(1) 浜田市公共施設等総合管理計画

公園、上水道、下水道等のインフラ、公営住宅、小中学校、市民利用施設、庁舎等のハコモノ（476施設）並びに道路及び橋梁

(2) 浜田市主要施設再編計画(案)

まちづくりセンター、小学校、中学校、学校給食センター、庁舎、火葬場（77施設）及びこれらの施設に附帯する設備・施設

7 打合せ協議

打合せは、業務着手前、業務完了時及び随時に必要に応じて行うものとする。（オンライン可）ただし、業務主任担当者は、業務着手前及び成果品納品時等の主要な打合せには対面にて出席するものとする。

8 議事録

事業者は、業務遂行に当たっての事務打ち合わせ等の都度、その結果について整理し、書面をもって当市に報告するものとする。

9 資料の提供

本業務を実施するにあたり、本市が所有する提供可能な資料を必要に応じて提供する。

また、その他に必要となる資料がある場合、協議の上、随時提供する。

【参考】

区分			計画名
公 共 建 築 物	学校施設		浜田市学校施設長寿命化計画
	社会教育施設		浜田市社会教育施設長寿命化計画
	消防施設		浜田市公共施設再配置実施計画
	公営住宅等		浜田市公営住宅等長寿命化計画
	し尿処理施設		浜田浄苑長寿命化計画
	ごみ処理施設		浜田市不燃ごみ処理場個別施設計画
	スポーツ施設		浜田市スポーツ施設再配置・整備計画
イ ン フ ラ	道路	市道	-
		橋梁	浜田市橋梁長寿命化修繕計画
		横断歩道橋	浜田市橋梁長寿命化修繕計画
		トンネル	浜田市トンネル長寿命化修繕計画
		門型標識等	浜田市門型標識等長寿命化修繕計画
	河川		-
	農業施設	農道	農林道橋梁長寿命化修繕計画
		林道	
	公園	都市公園	浜田市都市公園施設長寿命化計画
	上水道		浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画 《アセットマネジメント》
	下水道	公共下水道	下水道ストックマネジメント計画
		農業集落排水	農業集落排水施設最適整備構想
		漁業集落排水	浜田市漁業集落排水施設個別施設計画
		コミュニティプラント	浜田市コミュニティ・プラント施設個別施設計画
	漁港・海岸	漁港・海岸施設	水産基盤施設機能保全計画

10 成果品の提出

- (1) 業務報告書（A 4 版 ファイル綴じ） 1 部
- (2) 浜田市公共施設等総合管理計画（A 4 版 フルカラー レザック製本） 1 部
- (3) 浜田市主要施設再編計画(案)（A 4 版 フルカラー レザック製本） 1 部
- (4) 上記の概要版（A 4 版 フルカラー 中綴じ印刷） 各 1 部
- (5) 上記の電子データ（Word、Excel 形式で編集可能なデータ） 一式
- (6) 検討過程で作成・収集したデータ及び試算ツール（Word、Excel 形式等） 一式

11 その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (2) 業務の遂行にあたっては、市と十分に協議を行い、市の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (3) 受託者は市から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は、業務完了までに市に返還しなければならない。
- (4) 受託者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (5) 業務の実施により得られた成果物、情報等については、市に帰属するものとし、受託者は、市の許可なく使用又は流用してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、市が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- (7) 仕様書に定めがない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、市と協議して定める。